平成２３年（フ）第１１８１６号
神奈川県小田原市板橋900―２
債務者　三宅　恵美
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８１７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保284―３
ウィステリア801―207
債務者　吉田　　忍
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８１８号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井871―５―３―503
債務者　小寺　昌代
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８１９号
東京都昭島市中神町1159―13―202
債務者　福井　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８３８号
東京都足立区鹿浜６丁目19―８―606
債務者　宮武　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８７１号
東京都青梅市河辺町７丁目13―１　都営アパート３―308
債務者　春山　靖男
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８７２号
東京都墨田区緑４丁目８―４―401
債務者　平塚　玲子（旧姓真船）
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８７３号
東京都練馬区石神井町８丁目50―４　第２コーポアイビー201
債務者　川西由希子
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８７４号
神奈川県横浜市南区清水ケ丘175―22―203
債務者　佐藤いづみ
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８７６号
東京都世田谷区桜上水５丁目３－８―405
債務者　田中ひろみ（旧姓海沼）
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８８７号
東京都江東区東陽３丁目３－８―403
債務者　中別府直子（旧姓有馬）
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９１５号
東京都葛飾区四つ木２丁目22―５―402
債務者　來次　典子
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９１６号
東京都墨田区八広１丁目８―16
債務者　佐藤　秀明
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９１７号
東京都葛飾区宝町１丁目23―７―302
債務者　本間　喜代
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９２２号
千葉県市川市日之出19―13―104
債務者　坂田美絵子
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部